

世界平和実現のための外交の強化と国民の平穏な生活を守るために必要な対策を求める意見書

2月24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始し、ウクライナの主権、領土、そして国民の平穏な生活を武力で侵害している。

この侵略行為の間隙を突き、北朝鮮は2月27日と3月5日に弾道ミサイルを発射したが、本県の漁船等をはじめとする船舶や航空機の安全確保の観点からも極めて危険な行為である。また、3月2日には、ロシア国籍とみられるヘリコプター1機が北海道・根室半島南東沖の領空を侵犯したほか、10日には、北方領土においてロシア軍による軍事訓練が行われた。加えて、中国は尖閣諸島周辺で中国海警局の公船による領海侵入を繰り返す状況にある。

ロシアによるウクライナへの侵略行為は、欧州にとどまらず、我が国が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねないものであり、我が国の安全保障をめぐる環境は一層厳しさを増している。

よって、国においては、国際社会と協調しながら世界平和の実現のための外交を強化するとともに、万一の事態に備え、国家の安全保障の重要性に関する国民の理解促進に努めながら、我が国の主権、領土、国民の平穏な生活を守るため万全な対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
外務大臣	林芳正	殿
防衛大臣	岸信夫	殿
内閣官房長官	松野博一	殿

山形県議会議長 坂本貴美雄